

町田警察署からのお知らせ

忠生地区交番における 免許証の記載事項変更手続き 終了のお知らせ

※ 記載事項変更手続きとは、運転免許証に記載されている住所、氏名等
を変更する手続きのことです。

終了日 令和6年7月31日(水)

(受付終了時刻の午後4時30分をもって、業務終了となります。)

町田警察署のほかに、忠生地区交番でも免許証の記載事項変更手続きをおこなって
おりましたが、**令和6年7月31日(水)**をもって、ご利用できなくなります。

以降は、町田警察署または都内各警察署などで記載事項変更手続きをお願いいた
します。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

※ 記載事項変更手続きについては、
警視庁(運転免許関連)ホームページ から

「記載事項変更(住所、氏名、本籍(国籍等)の変更の方)」

をご覧ください。



お問い合わせは、町田警察署交通課運転免許係まで

連絡先 042-722-0110(内線4212)

テロ対策は、みんなが主役！

不審者・不審物を見つけた時は、警察に通報をお願いします。

通報する際の確認ポイント

△ 不審者を見つけたら

- ⇒ ・年齢（見た目） ・性別 ・服装（色、模様等） ・所持品
・髪型 ・背格好 ・態度 ・立ち去った方向

車両利用の場合は、

- ⇒ ・車種 ・色 ・型 ・ナンバー

※ 無理に追いかけたり、捕まえようとしたりはしないよう
をお願いします。

△ 不審物を見つけたら

- ⇒ ・種類（かばんやダンボール、紙袋など） ・色 ・模様
・形 ・大きさ ・置いてある場所 ・見つけた時間



等の、これらのポイントの確認をお願いします。

～ 不 審 物 発 見 の 三 原 則 ～

爆発物

- ◎さわるな
- ◎ふむな
- ◎けとばすな

化学剤等

- ◎さわるな
- ◎かぐな
- ◎うごかすな



「巡回連絡カード」の記載に
ご協力お願い致します。

「巡回連絡」とは、交番や駐在所の警察官が、皆様のご家庭や会社等を訪問し、ご意見やご要望を伺い、身近で発生する犯罪の予防や事故防止に役立つ情報をお知らせするという地域警察活動です。

初めて訪問した際には「巡回連絡カード」の記載をお願いします。「巡回連絡カード」には住所、氏名、非常の場合の連絡先等を記載していただいています。

